

2-2. 「景観形成」に関する取組み

2-2-1. 「景観形成」に関する課題と取組みの方向性

「景観形成」に関し、今後の景観の変化や来街者に配慮した「賑わい創出につながる景観形成」を実現するため、「景観意識啓発方策の展開」に向けた取組みを進めていきます。

現状と課題の整理

- ◆港と既成市街地の一体的なまちづくりを目指し、都市センターゾーンの整備による景観の変化や来街者への配慮に対応し、賑わい創出につながる景観形成を推進する必要があります。
 - ◇鹿島街道の一部を除く既成市街地では、景観形成のルールがなく、開発圧力の高まりが予想される幹線道路沿道を中心とした景観の悪化が懸念
 - ◇小名浜まちづくり市民会議や小名浜地区商店連合会が修景整備（花壇・ベンチ等）を進めており、地域に取組みを波及させ、修景を通じたまちづくりの機運を盛上げることが必要

方向性

- ◆既成市街地における新たな魅力づくりに資する、良好な景観づくりを進めます。
- ◆地区住民や商店、団体等が広く参加できる意識啓発方策を展開し、小名浜の景観づくりに向けた「理解と協力を得るための素地づくり」を行います。

今後の取組み内容

- ①「景観形成に向けた継続的な意識啓発方策（案）～取組み事例集～」を活用し、**多くの方の景観意識の高揚を図ります！**
 - ◆当面は、現在の小名浜（雑多な雰囲気）を継承しつつも、「周囲への配慮」や「来街者に見られる意識」等の観点から、景観意識啓発に係る取組みを継続的に実践していきます。
 - ◆また、「取組み事例集」の中から、**小名浜まちづくり市民会議や小名浜地区商店連合会が中心となり、景観意識啓発方策を実践しつつ、取組み内容や参加者の範囲を拡大**していきます。
 - ⇒既存の取組み：本町通り等への修景整備（花壇・ベンチ等）の拡大・展開
 - ⇒新たな取組み：「小名浜のまちを花で飾る！」取組みの実践・拡大
：「取組み事例集」を活用した、その他の景観意識啓発方策の準備・実践
 - ◆さらに、景観意識啓発に係る取組みを継続しつつ、**取組み内容の充実・参加者の拡大等を図り、取組み成果の積み重ねによる「地域の景観の質の向上」**を目指します。
 - ◆地区住民や商店、団体等の「独自の景観形成」に対する要請が高まった際は、汐風竹町通りや行政区等の単位における景観ルールを設けるなど、より実効的な「景観づくり」を展開し、更なる地域の景観の質の向上を目指します。



▲ 良好な景観づくりに向けた取組み手順

2-2-2. 「景観形成」に関する取組み

(1) 景観意識啓発方策(案)～取組み事例集～

「景観意識啓発方策」は、今後、小名浜地区における「景観づくり（景観形成や景観形成に係るルール化等）」を実現するため、その主体となる地区住民や商店、団体等が広く参加でき、その取組みを通して「景観を考え」、「景観を作る・守る方法を知る」きっかけとなるものです。

「景観形成に向けた継続的な意識啓発方策（案）～取組み事例集～」は、景観意識啓発方策の展開を進める際、その活動や取組みの一助として活用していくことを目的としています。

当面は、小名浜まちづくり市民会議や小名浜地区商店連合会が中心となった修景整備や「小名浜のまちを花で飾る！」取組みを定期的・継続的に実践しつつ、その他の景観意識啓発方策の展開を目指します。

▼ 景観意識啓発方策（案）一覧

施策名		方策の内容
①	「景観を作る！」取組み	本町通り等を対象とし、既存の修景整備（花壇・ベンチ等）を拡大・展開する
②	「小名浜のまちを花で飾る！」取組み	花卉を育成し、育てた花卉を軒先や店頭等に配置することで地域の美化を進める
③	「ゴミのないまちを目指す！」取組み	行政区や商店会単位等で、定期的に道路や家・店舗周辺、河川等の一斉清掃を実施し、地域の美化を進める
④	「まちの風景を切り取り、再認識する！」取組み	小名浜の街並み・風景を対象として写真撮影やスケッチ等を行い、その作品を用いた展示やコンクール等を行い、地域の景観を再認識する
⑤	「景観形成の取組み事例・方法を学ぶ！」取組み	パネル展示や座学等により、景観形成の取組み事例や方法を学ぶ
⑥	「小名浜の風景の成り立ちを学ぶ！」取組み	「小名浜らしい風景の発掘」や「小名浜の歴史学習」等のワークショップを開催し、小名浜地区の景観形成の成り立ち等について学ぶ

《「景観意識啓発方策(案)～取組み事例集～」を活用する際のポイント》

- ◆各種意識啓発方策を展開していく際は、地区住民や商店、団体等の参加者に対し「景観を考えるきっかけとなるもの」「景観を作る・守る方法となるもの」など、取組みの目的を明確に伝えたいうえで実施することが重要です。
- ◆さらに、取組みの効果をより高めていくために、「取組む場所」「ターゲットとする参加者」について工夫を行うことが重要です。
- ◆「取組む場所」については、地区住民や来街者の目につきやすいような場所を活動や取組みのフィールドとし、「見える化」を図ることで、積極的なPR及び新たな参加者の取り込みを図る工夫をすることが重要です。
- ◆「ターゲットとする参加者」については、祖父母・両親・子どもが参加できる内容とするなど、多世代交流を合わせて進め、意識啓発の効果を高めていくことが重要です。
- ◆各種意識啓発方策は、地区住民や商店・団体等からより多くの参加を促進するため、「①活動する」「②楽しむ」「③学ぶ」の視点で取組み内容を決定することが重要です。
 - ①活動する：自治会活動等の一環として、景観について考える機会を創出
 - ②楽しむ：参加者が楽しめるような取組みを通じ、景観について考える機会を創出
 - ③学ぶ：景観づくりの取組み事例等を学ぶ機会を通じ、景観に触れる機会を創出

《取組み事例集》

取組み事例①：「景観を作る！」取組み【当面の実践方策】

分類	①活動する
活動主体	◆小名浜まちづくり市民会議 ◆小名浜地区商店連合会
想定される参加者	◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 ◆小名浜地区内の団体 等
方策の内容	◆本町通り等を対象とし、既存の修景整備（花壇・ベンチ等）を拡大・展開する ▼ 方策イメージ <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真：まちづくりステーション小名浜前の花壇整備、本町通り街灯のフラグ取付け</p>
取組み効果を高めるための工夫	◆来街者にとって「見て楽しめる街」に繋がる景観づくりを進めつつ、ベンチの設置による休憩スペースを確保するなど、来街者の回遊を支援する事が重要 ◆商店会や通りでテーマを決定し、そのテーマに合わせた統一的なデザインの看板の設置など、通りを印象付ける取組みを展開していく事も有効 ◆景観づくりを行う際は、地域住民や各商店など、景観づくりを行う主体間で、出来形のイメージを共有する事が重要 ◆地域住民や各商店など、景観づくりを行う様々な主体が楽しみながら参加できる工夫として、特定のテーマの中で各主体が自店舗や自宅の景観づくりを進め、修景大賞（地区内表彰）を行うことも考えられる
他都市の参考事例	◆アイアン看板探して店ラリー：東京都町田市 ⇒2つの商店会（玉川学園商店会、玉川学園南口商店会）で、「アートのある街」をキャッチフレーズに、メルヘンチックな統一アイアン看板を設置し、各看板の画像を頼りに探し歩く「看板めぐり」により回遊促進を実施 ◆歩いて楽しい街づくり：愛知県豊田市 ⇒桜町本町通り商店街で、桜のデザインをあしらった統一ファサードや商店街名の入った統一看板、統一ロゴ、タペストリーの設置等の景観整備を実施



取組み事例②：「小名浜のまちを花で飾る！」取組み【当面の実践方策】

分類	①活動する
活動主体	◆小名浜まちづくり市民会議 ◆小名浜地区商店連合会
想定される参加者	◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 ◆小名浜地区内の団体 等
方策の内容	<p>◆花卉を育成し、育てた花卉を軒先や店頭等に配置することで地域の美化を進める</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真：平成 27 年度小名浜絆まつり：プランターづくり、おもてなし花広場</p>
取組み効果 を高めるための工夫	<p>◆花卉の育成時には、「花苗の定植イベント」の実施など、参加者が一堂に会する機会を設け、地域全体で美化に努めていることの連帯感を高める</p> <p>◆花卉の育成時には、ポケットパーク等オープンスペースを活用した「花苗の定植イベント」を実施し、取組み内容の見える化によるPRを進める</p> <p>◆必要資材の購入は、商店会で実施する際は商店会費の使用が考えられるほか、地区住民など幅広く参加者を募る際は参加費を徴収することも考えられる</p> <p>◆取組み内容に「楽しむ」「学ぶ」要素を追加し、付加価値をつけることで、より多くの参加者を募ることも考えられる</p> <p style="margin-left: 20px;">⇒楽しむ：イベント時の展示参加、花飾り大賞（地区内表彰） 等</p> <p style="margin-left: 20px;">⇒学ぶ：花の育て方講習、フラワーアレンジメント講座 等</p> <p>◆タウンモールリスポやイオンモール、アクアマリンパーク 3 者との調整・協力のもと、花飾りの面的な広がりを展開していくことも有効</p>
他都市の参考事例	<p>◆花いっぱい運動：岩手県奥州市 ⇒いわて国体の競技会場や駅、沿道などを花でいっぱいにし、全国から訪れる来訪者をおもてなしする運動を実施</p> <p>◆花いっぱい運動：栃木県栃木市 ⇒来訪者の散策や潤いと安らぎを感じさせる空間形成を目指し、地区住民の手によって花の育成や地区内での飾り付けを実施</p>

取組み事例③:「ゴミのないまちを目指す！」取組み

分類	①活動する
活動主体	◆各行政区 ◆小名浜まちづくり市民会議 等
想定される参加者	◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	◆行政区や商店会単位等で、定期的に道路や家・店舗周辺、河川等の一斉清掃を実施し、地域の美化を進める ▼ 方策イメージ <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真：《左》汐風竹町通りポケットパーク整備予定地での草刈り作業 《右》そうま浜フェス 2015</p>
取組み効果 を高めるための工夫	◆「クリーンピー応援隊（：いわき市のボランティア清掃活動の支援制度）※」の活用により、清掃活動の支援を受けることも考えられる ※年間を通じて定期的に実施（概ね3ヶ月に1回以上）する場合に活用可能な支援制度
他都市の参考事例	◆そうま浜フェス 2015：福島県相馬市 ⇒原釜尾浜防災緑地整備予定地におけるイベント開催時のプログラムの一部として、「砂浜クリーンアップ作戦」としてイベント参加者が海水浴場の清掃活動を実施 ◆地域環境美化清掃活動：東京都世田谷区 ⇒毎年度2回、地域住民や小学校・中学校、地元企業等の参加による清掃活動を実施し、「まちを綺麗にする事のやりがい」等を醸成



取組み事例④：「まちの風景を切り取り、再認識する！」取組み

分類	②楽しむ
活動主体	◆UDOK. ◆小名浜まちづくり市民会議 等
想定される参加者	◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	◆小名浜の街並み・風景を対象として写真撮影やスケッチ等を行い、その作品を用いた展示やコンクール等を行い、地域の景観を再認識する ▼ 方策イメージ <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">出典：《左》景観まちづくり講座事例集（国土交通省） 《右》北見市景観フォトコンテスト等の取組について（北見市）</p>
取組み効果 を高めるための工夫	◆「小名浜の風景の成り立ちを学ぶ！」取組みとの同時開催により、特定の小名浜地区内の資源（うだつのあるまち並み、寺社 等）を対象とした写真撮影等と合わせ、当該資源の歴史的背景や特徴等に関し学ぶことのできる場を創出することも有効 ◆地区で作成する観光情報等のマップに、写真撮影やスケッチ等の作品を活用・掲載することも考えられる
他都市の参考事例	◆スケッチから始めるまちづくり！：三重県桑名市 ⇒まちの魅力的な風景や、残したい素敵な風景を題材とし、街並みスケッチの描き方を学ぶ「まちづくり講座 街並みスケッチ編」を実施 ◆北見市景観フォトコンテスト：北海道北見市 ⇒市内の美しい景観を探すことや、景観に対する意識を高めてもらうために開催

取組み事例⑤：「景観形成の取組み事例・方法を学ぶ！」取組み

分類	③学ぶ
活動主体	<ul style="list-style-type: none"> ◆小名浜まちづくり市民会議 ◆小名浜地区商店連合会 ◆行政（市・県） 等
想定される参加者	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	<p>◆パネル展示や座学等により、景観形成の取組み事例や方法を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇景観形成に係る取組み紹介パネルの展示 ◇景観形成の専門家により、景観形成に係る事例紹介や具体的な取組み内容等に係るセミナー等の開催 等 <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">出典：《左》防府市ホームページ 《右》景観まちづくり講座事例集（国土交通省）</p>
取組み効果 を高めるための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ◆パネルの展示にあたっては、都市景観大賞（主催：「都市景観の日」実行委員会）の受賞地区における取組みを紹介した国土交通省資料を活用することが考えられる ◆買い物客や通行者の目につきやすくするため、パネルの展示場所として、まちづくりステーション小名浜やポケットパーク等オープンスペースの活用をすることも有効 ◆セミナーの開催にあたっては、県の景観アドバイザーを通じたセミナー等の開催が考えられる
他都市の参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆防府市景観シンポジウム：山口県防府市 ⇒市内の「自然」「歴史・文化」「生活」など、多様で良好な景観資源を次世代に継承するため、景観まちづくりへの関心を高めていくことを目的としたシンポジウムを開催 ◆まちづくり彩々展：北海道江別市 ⇒毎年の「都市景観の日」に合わせ、市内3箇所の公民館において、都市景観づくりに関する様々な情報を、写真やパネル、パンフレット等から学べる機会を創出

取組み事例⑥:「小名浜の風景の成り立ちを学ぶ！」取組み

分類	③学ぶ
活動主体	<ul style="list-style-type: none"> ◆小名浜まちづくり市民会議（歴史と文化づくり委員会） ◆小名浜地区商店連合会 ◆UDOK. ◆行政（市・県） 等
想定される参加者	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	<p>◆「小名浜らしい風景の発掘」や「小名浜の歴史学習」等のワークショップを開催し、小名浜地区の景観形成の成り立ち等について学ぶ</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">出典：《左》景観まちづくり講座事例集（国土交通省） 《右》青森県ホームページ</p>
取組み効果 を高めるための工夫	<p>◆「まちの風景を切り取り、再認識する！」取組みとの同時開催により、特定の小名浜地区内の資源（うだつのあるまち並み、寺社 等）の歴史的背景や特徴等に関する学習と合わせ、写真撮影やスケッチ等ができる場を創出することも有効</p>
他都市の参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆まちなみウォッチング：佐賀県佐賀市 ⇒親子（小学生）を対象とし、市職員による建築物の歴史や由来、先人の工夫等の解説を交えたまち歩きの実施 ◆あおもり屋外広告タウンミーティング：青森県 ⇒県や市町村の屋外広告物行政担当者、屋外広告業者が集まり、まち歩きやワークショップを行い、「良好な屋外広告物の景観とは何か」等について意見交換・情報共有を実施

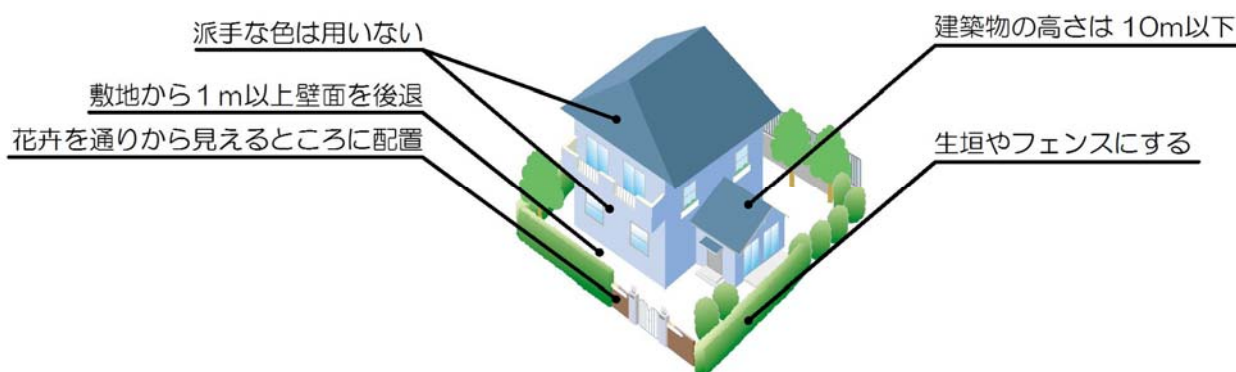
(2)「独自の景観形成」の実施に向けた景観ルール(各種制度等の活用)

景観意識啓発に係る取組みの継続により、地区住民や商店、団体等の「独自の景観形成」に対する要請が高まった際、汐風竹町通りや行政区等の単位における景観ルール(各種制度等の活用)を設けることが考えられます。

それぞれの手法は、ルール化できる内容や規制の範囲等が異なるため、ルールを設定するエリアの大きさ、内容等に応じて選択することが重要です。

▼ 景観ルールの設定手法(各種制度)の概要

	制度	概要
1	自主協定	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等の関係者間で、お互いに相手が履行することを信用して「紳士協定」を締結するもの 建築指針(ルールの内容を明文化したもの)等を作成し、関係者間で共有することで景観づくりを行う
2	建築協定 (根拠法:建築基準法)	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者等の全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準についての協定を締結するもの 協定締結時にいわき市が認可することで、その内容の安定性や持続性を保証
3	景観形成重点地区 (根拠法:景観法)	<ul style="list-style-type: none"> 重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定し、地域の方が中心となって必要なルール(「地区景観基本計画」「地区景観形成基準」)を定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めるもの 景観形成重点地区では、一定規模未満を除き、建築物等の新築・改築、外観の模様替え等を実施する場合に市へ事前相談を行い、「景観形成重点地区行為届出」等の提出が必要となる
4	地区計画 (根拠法:都市計画法)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた詳細なまちづくりのルールを都市計画に定めるもの 地区整備計画において、建築物等の高さや形態意匠の制限のほか、用途、容積率・建蔽率、敷地面積、壁面位置の制限等を定めることが可能



▲ 景観ルールの内容例